

令和6年度

春日出中学校PTA総会

第1号議案	令和6年度	行事報告
第2号議案	令和6年度	PTA会計決算報告
第3号議案	令和7年度	PTA役員候補告示
第4号議案	令和7年度	行事予定（案）
第5号議案	令和7年度	PTA会計予算書（案）

添付書類：春日出中学校PTA規約

回答期間:4/28（月）～5/11（日）
回答方法:Googleフォーム

第1号議案

令和6年度PTA上半期行事報告					大阪市立春日出中学校	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
総 会		決算・予算総会 (書面) (回答締切 5/13)				
実 行	役員会・委員会 (4/22) 事業計画作成予算編成	決算・予算総会 (5/13) 役員会・委員会 (5/15)	役員会・委員会 (6/10)	役員会・委員会 (7/8)		役員会・委員会 (9/4)
学 級 3年のみ	委員会	決算・予算総会 (5/13) 委員会 (5/15)	委員会 (6/10)	委員会 (7/8) 三中高校説明会 打ち合わせ (7/10)	三中PTA合同高校 説明会 (中止)	委員会 (9/4)
進 路				進路説明会	三中PTA合同高校 説明会 (中止)	
成人教育	委員会	決算・予算総会 (5/13) 委員会 (5/15)	委員会 (6/10)	委員会 (7/8)		委員会 (9/4)
保健厚生	委員会	決算・予算総会 (5/13) 委員会 (5/15)	委員会 (6/10)	委員会 (7/8)		委員会 (9/4)
校外指導	委員会	決算・予算総会 (5/13) 委員会 (5/15)	委員会 (6/10)	委員会 (7/8) 夏祭り祭礼巡視(7/13, 14, 15, 25, 26) 夏休み夜間巡視		委員会 (9/4)
広 報	委員会	決算・予算総会 (5/13) 委員会 (5/15)	委員会 (6/10)	委員会 (7/8) PTA新聞発行 (7/19)		委員会 (9/4)
人権啓発	委員会	決算・予算総会 (5/13) 委員会 (5/15)	委員会 (6/10)	委員会 (7/8)		委員会 (9/4) 人権講習会 (9/8)
備 考	入学式 4月4日 会計監査 R5年度 四校球技大会 (4/21)	授業参観 1年一泊移住 修学旅行 実行委員委嘱	三中懇親会 (廃止)	四校懇親会 (廃止) 期末懇談会		三中スポーツ大会 打合 & 抽選会(9/18) 文化祭・展示/舞台の部 (9/27)
区PTA	実行委員会	指名委員会 代議員総会 実行委員会 (5/30)	市PTA研修会(6/12) 実行委員会 (6/20) 新旧懇親会(6/21) 区PTAスポーツ大会 抽選会(6/26)	実行委員会 (7/25) 区PTAスポーツ大会 (7/28)	実行委員会 (8/22) 区PTA全国大会 (関東) (8/23, 24)	実行委員会 (9/19) 区子どもフェスティバル (9/21)

第1号議案

令和6年度PTA下半期行事報告							大阪市立春日出中学校
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総 会							
実 行	役員会・委員会 (10/2) 体育大会 (10/23)	役員会・委員会 (11/5)	役員会・委員会 (中止)	役員会・委員会 (1/22)	役員会・委員会 (2/25)	役員会・委員会 (3/21) 卒業式 (3/14)	
学 級 3年のみ	委員会 (10/2)	委員会 (11/5)	委員会 (中止)	委員会 (1/22)	委員会 (2/25)	委員会 (3/21)	
進 路		第2回進路説明会 進路懇談	進路懇談		進路懇談		
成人教育	委員会 (10/2)	委員会 (11/5) 社会見学 (11/30)	委員会 (中止)	委員会 (1/22)	委員会 (2/25)	委員会 (3/21)	
保健厚生	委員会 (10/2)	委員会 (11/5) 学校保健協議会 (11/27)	委員会 (中止)	委員会 (1/22)	委員会 (2/25)	委員会 (3/21)	
校外指導	委員会 (10/2)	委員会 (11/5)	委員会 (中止)	委員会 (1/22)	委員会 (2/25)	委員会 (3/21)	
広 報	委員会 (10/2) 体育大会 (10/23)	委員会 (11/5)	委員会 (中止) PTA新聞発行 (12/20)	委員会 (1/22)	委員会 (2/25)	広報誌打ち合わせ 委員会 (3/21) 広報誌配布段取り (3/14)	
人権啓発	委員会 (10/2)	委員会 (11/5)	委員会 (中止)	委員会 (1/22)	委員会 (2/25)	委員会 (3/21)	
備 考	会計監査 (10/9) 体育大会 (10/23)	3中スポーツ大会 (11/17) 学校保健協議会	学期末懇談		四校打ち合わせ (四校球技大会 R7.4月) (2/18)	卒業式 (3/14) 学年末懇談	
区 P	実行委員会 (10/24)	実行委員会 (11/28) 近畿P大会 (滋賀) (11/9)	実行委員会 (12/26)	実行委員会 (1/23)	実行委員会 (2/27) 単P役員交流会 (2/22)	実行委員会 (3/27)	

令和 6 年度 春日出中学校PTA会計報告書 (決算)

1. 収入の部

(単位:円)

項目	6 年度予算額	6 年度実績額	備 考
本年度会費	1,970,000	2,106,500	生徒390世帯
前期繰越金	511,477	511,477	
雑収入	1,000	753	利息・寄付金他
合 計	2,482,477	2,618,730	

2. 支出の部

		6 年度予算額	執 行 額	残 額	
Ⓐ P T A 運 営	1.会議室	(1)総会費	10,000	0	10,000 年間事業計画・予算・決算報告書・総会費等
		(2)各種会議費	30,000	18,488	11,512 役員・実行委員会・会計監査委員会・指名委員会等
	3.需用費	2.表彰費	(3)表彰費	10,000	0 会員の表彰等
		(4)事務・消耗品費	30,000	5,360	24,640 文房具・消耗品等
		(5)印刷・製本費	70,000	2,320	67,680 役員・実行委員・常置委員会印刷代等
		(6)通信・運搬費	15,000	17,066	△ 2,066 切手・電話代・送料等
		(7)PTA連絡費	150,000	124,000	26,000 区P・その他PTAとの連絡協議会費等
		(8)分担会費	95,000	93,815	1,185 市P・区P分担金等
		(9)その他	30,000	3,300	26,700 手数料・その他
Ⓑ P T A 活 動	4.会員活動費	(10)学級委員会費	30,000	5,000	25,000 委員会活動費・進路説明会等
		(11)広報委員会費	350,000	284,790	65,210 委員会活動費・PTA新聞印刷代等
		(12)成人教育委員会費	150,000	102,720	47,280 委員会活動費・社会見学会等
		(13)保健厚生委員会費	80,000	16,000	64,000 委員会活動費・区保健協議会参加費
		(14)校外指導委員会費	20,000	7,069	12,931 委員会活動費・地区巡視・地域懇談会費等
		(15)人権啓発委員会費	200,000	78,377	121,623 委員会活動費・講演会講師料・研究会交通費等
		(16)調査研究費	30,000	20,000	10,000 教育雑誌・新聞購読料等
		(17)行事運営費	100,000	99,237	763 行事手伝い・グランド使用料等・PTAクラブ活動援助費・球技大会等
	5.慶弔費	(18)慶弔費	30,000	26,110	3,890 会員の慶弔・見舞金等
Ⓒ	6.生徒福祉費	(19)褒賞・報償費	450,000	376,956	73,044 卒業祝品・記念品等
		(20)援護費	100,000	51,611	48,389 生徒お茶配布
		(21)その他福祉費	300,000	206,870	93,130 保険の掛け金等
Ⓓ	記念事業準備金		50,000	100,000	△ 50,000 R5年度・R6年度分
Ⓔ	予 備 費		152,477	105,000	47,477
総 額		2,482,477	1,744,089	738,388	

令和 6 年度実収入額	執 行 額	翌期への繰越金
2,618,730	1,744,089	874,641

令和 7 年 4 月 25 日

上記の通り 令和6年度 PTA会計決算報告をいたします。

大阪市立春日出中学校PTA 会計 久保田 里美 印

会計監査の結果、相違ないことを認めます。

大阪市立春日出中学校PTA 会計監査人 成田 麻美 印

会計監査の結果、相違ないことを認めます。

大阪市立春日出中学校PTA 会計監査人 西尾 迅平 印

総会資料につき印影は省略(原本には押印済)

第3号議案

令和7年度 大阪市立春日出中学校PTA役員

役職名	氏名	地区
会長	安和 健	梅香小学校
副会長	西村 慶友	西九条小学校
〃	中谷 麻美	梅香小学校
〃	伊木 良美	梅香小学校
書記	金丸 陽和	四貫島小学校
会計	三室 美輪子	梅香小学校
会計監査委員長	近藤 典子	梅香小学校
会計監査委員	西尾 迅平	教職員

第4号議案

令和7年度PTA行事予定(上半期)

大阪市立春日出中学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
総 会		決算・予算総会 (書面)				
実 行	役員会・委員会 事業計画作成予算編成	決算・予算総会 役員会・委員会	役員会・委員会	役員会・委員会		役員会・委員会
学 級 3年のみ	委員会	決算・予算総会 委員会	委員会	委員会 三中高校説明会 打ち合わせ	三中PTA合同高校 説明会	委員会
進 路				進路説明会	三中PTA合同高校 説明会	
成人教育	委員会	決算・予算総会 委員会	委員会	委員会		委員会
保健厚生	委員会	決算・予算総会 委員会	委員会	委員会		委員会
校外指導	委員会	決算・予算総会 委員会	委員会	委員会 夏祭り祭礼巡視 夏休み夜間巡視		委員会
広 報	委員会	決算・予算総会 委員会	委員会	委員会 PTA新聞発行		委員会
人権啓発	委員会	決算・予算総会 委員会	委員会	委員会		委員会 人権講習会
備 考	入学式 会計監査 R5年度 四校球技大会	授業参観 1年一泊移住 修学旅行 実行委員委嘱				三中スポーツ大会 打合 & 抽選会 文化祭・展示/舞台の部
区P	実行委員会	指名委員会 代議員総会 実行委員会	市P研修会 実行委員会 新旧懇親会	実行委員会 区PTAスポーツ大会 抽選会	実行委員会 日PTA全国大会 (東海北陸)	実行委員会 区子どもフェスティバル 区PTAスポーツ大会

第4号議案

令和7年度PTA行事予定(下半期)						大阪市立春日出中学校
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総会						
実行	役員会・委員会 体育大会	役員会・委員会	役員会・委員会	役員会・委員会	役員会・委員会	役員会・委員会 卒業式
学級 3年のみ	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会
進路		第2回進路説明会 進路懇談	進路懇談		進路懇談	
成人教育	委員会	委員会 社会見学	委員会	委員会	委員会	委員会
保健厚生	委員会	委員会 学校保健協議会	委員会	委員会	委員会	委員会
校外指導	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会
広報	委員会 体育大会	委員会	委員会 PTA新聞発行	委員会	委員会	広報誌打ち合わせ 委員会 広報誌配布段取り
人権啓発	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会
備考	会計監査 体育大会	3中スポーツ大会 学校保健協議会	学期末懇談		四校打ち合わせ (四校球技大会 R8.4月)	卒業式 学年末懇談
区P	実行委員会	実行委員会 近畿P大会 (大阪府)	実行委員会	実行委員会	実行委員会 単P役員交流会	実行委員会

令和 7 年 4 月 28 日

大阪市立 春日出中学校 PTA

令和 7 年度

学校PTA会計予算書 (案)

1. 収入の部

(単位:円)

	7 年度予算額	6 年度実収入額	備考
PTA会費	2,300,000	2,106,500	生徒430世帯、教員30名
前年度繰越金	874,641	511,477	
雑収入	1,000	753	利子など
合 計	3,175,641	2,618,730	

2. 支出の部

	項目	7 年度予算額	6 年度予算額	6 年度執行額	備 考
Ⓐ P T A 運営費	1.会議室	(1) 総会費	10,000	10,000	0 年間事業計画・予算・決算報告書・総会費等
		(2) 各種会議費	30,000	30,000	18,488 役員・実行委員会・会計監査委員会・指名委員会等
	3.需用費	2.表彰費 (3) 表彰費	10,000	10,000	0 会員の表彰等
		(4) 事務・消耗品費	21,000	30,000	5,360 文房具・消耗品等
		(5) 印刷・製本費	20,000	70,000	2,320 役員・実行委員・常置委員会印刷代等
		(6) 通信・運搬費	20,000	15,000	17,066 切手・電話代・送料等
		(7) PTA連絡費	150,000	150,000	124,000 区P・その他PTAとの連絡協議会費等
		(8) 分担会費	110,000	95,000	93,815 市P・区P分担金等
		(9) その他	10,000	30,000	3,300 その他(振込手数料など)
Ⓑ P T A 活動費	4.会員活動費	(10) 学級委員会費	30,000	30,000	5,000 委員会活動費・進路説明会等
		(11) 広報委員会費	350,000	350,000	284,790 委員会活動費・PTA新聞印刷代等
		(12) 成人教育委員会費	200,000	150,000	102,720 委員会活動費・社会見学会等
		(13) 保健厚生委員会費	80,000	80,000	16,000 委員会活動費・区保健協議会参加費
		(14) 校外指導委員会費	20,000	20,000	7,069 委員会活動費・地区巡回・地域懇談会費等
		(15) 人権啓発委員会費	200,000	200,000	78,377 委員会活動費・講演会講師料・研究会交通費等
		(16) 調査研究費	30,000	30,000	20,000 教育雑誌・新聞購読料等
		(17) 行事運営費	100,000	100,000	99,237 行事手伝い・グランド使用料等・PTAクラブ活動援助費・球技大会等
	5.慶弔費	(18) 慶弔費	30,000	30,000	26,110 会員の慶弔・見舞金等
	6.生徒福祉費	(19) 褒賞・報償費	450,000	450,000	376,956 卒業祝品・記念品等
		(20) 援護費	100,000	100,000	51,611 生徒お茶配布
		(21) その他福祉費	300,000	300,000	206,870 保険の掛け金等
Ⓒ	記念事業準備金	50,000	50,000	100,000	
Ⓓ	予 備 費	854,641	152,477	105,000	生徒部活動への奨励金など
総 額		3,175,641	2,482,477	1,744,089	

大阪市立春日出中学校 P T A 規約

第1章 名 称

第1条 この会は春日出中学校 P. T. A という。

1. この会は、事務所を春日出中学校に置く。

第2章 目 的

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における、生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

1. 教育水準を高めるために、会員の成人教育を盛んにする。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒を保護善導する。
3. 家庭と学校と社会における、教育環境を良くする。
4. 学校に対する公費の確保に協力する。

第3章 方 針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. この会は、自主独立のものであって、他の団体から支配、統制、または干渉を受けない。
5. 学校の教育方針、および人事、ならびに管理には干渉しない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員は、次のとおりである。

1. この学校に在籍する生徒の保護者。
2. この学校の教職員。
3. この会の主旨に賛同する者で、実行委員会の承認を得たもの。

第6条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第5章 経 理

第7条 この会の経費は、会費、事業収入、および自発的な寄付金によって支弁される。

第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の資産は、すべて第2章にあげた以外の目的のために支出、または使用してはならない。

第10条 この会の会費は、次のとおりとする。

1. 会費は一世帯につき月額 500 円とする。
2. 但し 1 年間で 10 か月分徴取する（8 月、3 月を除く）。

第11条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されねばならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第13条 この会の経理については、別に会計規程を定めることができる。

第6章 役員とその選挙

第14条 この会の役員は、次のとおりである。

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| (1) 会 長 1 名 保 護 者 | (2) 副会長 若 干 名 保 護 者 |
| (3) 書 記 1 名 教 職 員 または 保 護 者 | (4) 会 計 1 名 保 護 者 |

2. 役員は、男女のいずれか一方に偏らしてはならない。

3. 役員は、他の役員、または会計監査委員を兼ねることができない。

第15条 役員の任期は、1 年とする。ただし、同じ役員の職については 1 回に限り再任を妨げない。

2. 役員は、引き続いて、他の役員に選任されることができる。

第16条 役員の選挙および就任は、次の通り行われる。

1. 次年度の役員および会計監査は立候補または推薦によって選出される。
2. 会長の選出に関しては前年度の役員の推薦を優先とする。

3. 役員の選出は常置委員会の可決によって行い各役員別に候補者をあげ、役員選挙の少なくとも 5 日前までに全会員に知らせる。

4. 選挙を行なう総会において、一般会員から候補者の指名をなすことができる。

5. 候補者の指名は、一般会員からなされる場合も、その指名を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。

6. 役員は、決算総会において、多数決で選出され、即日就任する。

第17条 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第18条 会長以外の役員に欠員を生じたときは、実行委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第7章 役員の資格とその任務

第19条 この会の目的、ならびに方針について、充分な理解をもっている会員で、公選による公職員でない者は、第6章の規定に従って役員に選挙されることができる。

第20条 会長は、次の職務を行なう。

1. 総会、および実行委員会を招集し、会議の議長となる。
2. 第36条において選出される実行委員の中から、役員会で検討し、常置委員会および特別委員会（役員候補者指名委員会を除く）の委員長・副委員長を任命する。（ただし、委員長として学級委員会は 3 学年の保護者、校外指導委員会は原則 2 学年の保護者とする。）
3. 第38条において選出された会員を、常置委員会、および特別委員会（役員候補者指名委員会および会計監査委員会を除く）の委員として任命する。
4. 各委員会（役員候補者指名委員会および会計監査委員会を除く）に出席して意見を述べることができる。
5. この会の資産を管理する。

第21条 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。本会の目的遂行のための各委員会立案の年間計画を調整する。

第22条 書記は、次の職務を行なう。

1. 総会、および実行委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信、その他の書類を保管する。
3. 会長の指示に従って、この会の庶務を行なう。

第23条 会計は、次の職務を行なう。

1. 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
2. 年間計画に基づく事業、活動に必要な収支予算の調整をする。
3. 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
4. 会計監査を受けて、会員に報告する。

第24条 役員会は次の職務を行う。

1. 役員会は役員と学校長および教頭から構成する。また、役員会が必要と判断した場合、会長が要請した者も含む。
2. 役員会は、原則として毎月 1 回開催するものとし、会長が召集する。また、必要に応じて臨時に役員会を召集できる。
3. この会の運営に關わる全般的な調整を行う。
4. 実行委員会および総会に諮る議案の確認・調整を行う。
5. 実行委員および委員の選出に關わる事項の検討と調整を行う。
6. その他、喫緊の課題が発生したとき、解決に向け検討・調整を行う。

第8章 会計監査委員会

第25条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会（会計監査委員長は保護者 1 名、会計監査員は教職員 1 名）を置く。

第26条 会計監査委員長の選挙および就任は、第16条に準じて行なう。

2. 会計監査委員長は、他の2名の委員を選任する。

第27条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間2回以上、全会員にその結果を報告する。

第28条 会計監査委員長は、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第29条 会計監査委員長の任期は、第15条に準ずる。

第9章 総 会

第30条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第31条 総会の定足数は、全会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。

第32条 実行委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときは、会長はいつでも総会を召集する。

第33条 総会は、年1回以上開催する。

第34条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定ならびに決算報告の承認は、総会で行なう。

第10章 実行委員会

第35条 実行委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、次の通り行われる。

1. 基本的に毎月1回の定例会を開催する。また、必要に応じて会長が召集する。
2. 実行委員会の定足数は、委員数の2分の1（出席者に議決権を委任する意思を表した欠席者も含む）とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第36条 実行委員の選出および実行委員会の構成について

1. 実行委員の選出は、立候補者および推薦者を優先とし、決算総会時までに立候補者および推薦者がいない場合、または定数にみたない場合は総会時に抽選して選出する。
(ただし、推薦者には事前に承諾を得ること。また、抽選を行う場合は事前に全会員に内容を示すこと。)
2. 学級委員会については、空きができた小学校区の新1学年の保護者からとする。
3. 抽選の除外者については、立候補者および推薦者と学級委員会の継続される実行委員とし、その他は役員会議で認められたものに限る。
4. 実行委員会は、この会の役員、各常置委員長、会計監査委員長、各地区校外指導委員長、実行委員会で承認された副委員長、および校長、教頭をもって構成される。また、役員会議で要請および確認された者も含む。

第37条 実行委員会の任務は、次のとおりである。

1. 会長によって任命される各委員会の委員を承認する。
2. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
3. 総会に提出する議案を調整する。
4. 必要があるときは、特別委員会を設ける。
5. その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。

第11章 常置委員会、および特別委員会

第38条 常置委員会の委員選出および目的と構成について

1. 常置委員会の委員選出は、立候補者および推薦者を優先とし、立候補者および推薦者がいない場合、または定数にみたない場合は、実行委員会時に抽選して選出する。
(ただし、推薦者には事前に承諾を得ること。また、抽選を行う場合は事前に全会員に内容を示すこと)
2. 抽選の除外者については、立候補者および推薦者と学級委員会の継続される実行委員とし、その他は役員会議で認められたものに限る。
3. この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために次の常置委員会を置く。

① 学級委員会

② 成人教育委員会

③ 保健厚生委員会

④ 校外指導委員会

⑤ 広報委員会

⑥ 人権啓発委員会

第39条 特定の目的を遂行するために実行委員会は特別委員会を設けることができる。これは所定の任務を終わるとともに自動的に解散する。特別委員会の委員長および委員の選任は校長の承認を得て会長が任命する。

第12章 各委員会の任務

第40条 会計監査委員会は、

- ア. 委員長ならびに委員長の選任する2名の委員によって構成される。
- イ. その年度の会計を監査し年間2回以上、全会員にその結果を報告する。

第41条 学級委員会は、

- ア. 自分の属する学級の会員が会員としての権利と義務を全うするようにつとめる。
- イ. 教室の教育環境をより好ましく整備につとめる。
- ウ. 教職員と保護者の連絡ならびに接触につとめる。
- エ. 生徒の進路について学校と協力してその適正を期する。

第42条 成人教育委員会は、

- ア. 会員相互の教育の推進につとめる。
- イ. あわせて地域の社会教育を盛んにすることに協力する。

第43条 保健厚生委員会は、会員のスポーツ・レクリエーション活動を推進し、保健衛生への理解を深め、生徒の保健衛生と安全の向上につとめる。

第44条 校外指導委員会は、

- ア. 校外における生徒の保護善導につとめる。
- イ. 地域における会員の相互連絡ならびに学校との連絡につとめる。
- ウ. 地域社会の環境改善につとめる。
- エ. 校下に若干の地区委員会を設け委員長を置く。

第45条 広報委員会は、会の活動状況や会の行事会合等を知らせ、会員や地域の認識と理解を深めて進んで協力を得るようにつとめる。

第46条 人権啓発委員会は、会員相互の人権意識の高揚につとめる。

第47条 常置委員会および特別委員会は、その事業計画について実行委員会にはからねばならない。

第13章 改 正

第48条 規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

附 則

第1条 本会には顧問を置くことができる。

第2条 規約の改正

1. 平成14年6月改正
2. 平成25年5月7日改正
3. 平成28年5月7日改正
4. 令和6年5月13日改正